



明治大学校友会 西東京市地域支部  
第19回 2023年度定時総会

〈 資 料 〉

2023年5月28日(日) (於)コール田無

明治大学校友会 西東京市地域支部  
第19回 2023年度定時総会 次第

開催日 : 2023年5月28日(日)

会場 : コール田無

第一部 「定時総会」 (於 地下2階 多目的ホール)

1 開会の辞

2 支部長挨拶

3 来賓紹介

4 議事

　議長選出

　議事録署名人の選任

(1) 第1号議案 2022年度事業報告及び収支決算報告並びに監査報告の件

　① 事業報告

　② 決算報告

　③ 監査報告

(2) 第2号議案 2023年度事業計画(案)及び収支予算(案)承認の件

　① 事業計画(案)

　② 予算(案)

(3) 第3号議案 会則改正(案)承認の件

(4) 第4号議案 役員改選(案)承認の件

5 新役員紹介

6 支部長退任挨拶

7 来賓挨拶

8 閉会の辞

※ 集合写真撮影

第二部 「懇親会」 (於 2階 イベントルーム)

1 集合写真撮影

2 開会の辞

3 支部長挨拶

4 新支部長挨拶

5 来賓挨拶

6 乾杯

7 懇談

8 校歌斉唱

9 閉会の辞

## 第1号議案

# 2022年度 事業報告 (2022年4月1日～2023年3月31日)

新型コロナウィルス感染症の流行は完全には終息していませんが、感染状況に注意を払いながら、多くの事業を実施しました。

## 1 会議関係

- ① 定時総会及び懇親会 5月15日(日) コール田無 35人参加
- ② 役員・委員合同会議 11回開催 (コール田無に於いて毎月第一日曜日9時30分に開催)  
延131人出席  
4月3日(14人)、5月8日(12人)、6月12日(11人)、7月3日(12人)、9月4日  
(12人)、10月2日(11人)、11月13日(11人)、12月11日(12人)、1月8日  
(12人)、2月5日(12人)、3月5日(12人)

## 2 地域支部主催行事

- ① バーベキュー懇親会 10月22日(土) いこいの森公園 本開催に向けて17人で試験的実施
- ② 西東京市民まつり 11月予定 中止
- ③ 新入会員歓迎会 11月27日(日) 墨花居 16人参加 (新入会員6人中4人参加)
- ④ 新春交流会 2月25日(土) 墨花居 18人参加

## 3 同好会活動

- ① 春のゴルフ会 4月11日(月) 高根カントリークラブ 7人参加
- ② 鎌倉ハイキング 6月18日(土) 4人参加
- ③ 秋のゴルフ会 10月14日(金) 高根カントリークラブ 7人参加
- ④ 秋の街歩き 11月12日(土) NHK放送博物館、愛宕神社、東京タワー、増上寺  
5人参加
- ⑤ 春の街歩き 3月19日(日) ニコライ堂、湯島聖堂、神田明神、湯島天神、旧岩崎  
邸庭園 9人参加

## 4 弁当持参のランチ会

- 毎月最終日曜日12時に開催 いこいの森公園  
4月17日(5人)、5月29日(8人)、6月26日(10人)、10月30日(4人)、1月29日  
(4人)

## 5 ズームを活用したリモート懇親会

- 7月23日(6人)、9月3日(8人)、10月1日(7人)、12月17日(6人)、1月28日(6人)  
3月21日(4人)

## **6 会報発行**

3回発行 第34号 6月30日発行、第35号 11月3日発行、第36号 1月26日発行

## **7 ホームページによる情報発信**

地域支部の活動、会員の情報などを随時発信 <http://www.meiji-ntk.com/index.html>

## **8 社会貢献活動**

- ① 子ども食堂「陽気なキッチン」への寄付 7月12日
- ② 使用済み切手・ベルマークの収集、寄付 1年分収集した切手・ベルマークを総会に持ち寄り、社会福祉協議会等に寄付

## **9 校友会本部、北部支部関係**

(校友会本部)

- ① 定時代議員総会 7月31日(日) アカデミーコモンアカデミーホール 1人参加
- ② 全国校友岡山大会 中止

(北部支部)

- ① 定時総会 6月4日(土) コール田無 18人参加
- ② 定例役員会 偶数月第4火曜日開催 延16人参加

## **10 その他**

北部支部総会通知に返信した西東京市在住の校友に会報等を送り、地域支部への入会勧誘を行った。

## 2022年度決算報告

2022年4月1日～2023年3月31日

(単位:円)

収入の部			支出の部		
科 目	金 額	内 容	科 目	金 額	内 容
前年度繰越金	216,660		総会・懇親会費用	88,900	
年会費	184,000	3,000×60人 4,000×1組	バーベキュー大会費用	56,100	17人
総会・懇親会会費	54,000	2,000×27人	市民まつり費用	0	
バーベキュー大会会費	56,100	3,300×17人	新人会員歓迎会費用	80,278	16人(新入会員4人)
新人会員歓迎会会費	48,000	4,000×12人	新春交流会費用	71,676	18人
新春交流会会費	72,000	4,000×18人	会報発行費	35,392	会報34号・35号・36号
寄付金	30,014	10,000×1人 3,000×1人 1,000×1人 その他16,014	ホームページ費	18,600	
雑収入	29,001	北部支部総会祝い 金・会議室還付金・ 郵便貯金利子	通信費	22,786	新入会員勧誘用文書・ 会報等郵送代
			手数料	5,114	年会費振込・ATM硬貨 入出金等
			消耗品・印刷費	27,041	
			涉外費	30,000	豊島・練馬・北地域支部
			会議費	9,300	会議室使用料
			雜費	0	
			予備費	10,000	子ども食堂「陽気な キッチン」への寄付
			小 計	455,187	
			次年度繰越金	234,588	
合 計	689,775		合 計	689,775	

2023年4月8日

提出された決算書類について監査した結果、適法且つ正確であることを認め、報告します。

監 査

小垣原 郁子



監 査

垂水 正紀



## 2023年度 事業計画（案）

(2023年4月1日～2024年3月31日)

明治大学で学んだ絆を基に、会員相互の明るく、仲良く、楽しい交流を継続するために風通しの良い組織運営を維持する。西東京紫紺会の愛称を使いながら、会の更なる発展を目指していく。

## 1 委員会制度による実務分担

総務委員会	会則の見直し、役員・委員合同会議の開催、会の行事や運営全般にかかる実務
情報管理委員会	会員情報の最新化と管理
会員交流推進委員会	市内在住校友に対する会の活動案内、地域の世話役を介した入会促進活動、リモート懇親会の企画運営
広報委員会	会報を年4回（6月・9月・1月・3月）発行、ホームページの維持管理、北部支部所属の他地域支部や他大学の西東京市内校友会との会報授受交流
イベント推進委員会	地域支部主催行事（総会、西東京市民まつりを除く）の実施運営

## 2 地域支部主催行事

定時総会（5月）、バーベキュー懇親会（10月）、西東京市民まつり（11月）、新入会員歓迎会（12月）、新春交流会（2月）は、地域支部の主催行事とする。

運営は幹事長とイベント推進委員長が連携して行い、指名された委員がそれぞれ実務協力する。ただし、総会及び西東京市民まつりについては全員で運営に当る。

## 3 同好会活動

ゴルフ同好会、ハイキング同好会、スポーツ観戦同好会、男女会、いこいの森ランチ会は、同好の会員による自主的活動とする。ただし、開催案内と結果は会報等に掲載するため、世話人等が適宜広報委員会に連絡し、参加費の収支等は、各世話人が責任をもって管理する。

また、多くの同好会の誕生を目指す。

## 4 地域での社会貢献活動

※ 使用済み切手・ベルマークの収集。総会時に会員から回収し社会福祉協議会等に寄付する。

※ 子ども食堂「陽気なキッチン」へ花火会などへの補助として寄付を行う。

## 5 北部支部内の6地域支部等及び西東京市内の他大学校友会との交流

会の行事や会報授受（窓口は支部長）を通して、定期的交流を維持・活発化させる。

北部支部の会議出席は、支部長・幹事長・副幹事長・会計が担うこととする。

## 6 リモート懇親会による交流

パソコン等のズームを活用してリモート懇親会を実施し、会員相互の交流促進を図る。

## 7 役員・委員合同会議

役員・委員合同会議は毎月第一日曜日の9:30～11:30にコール田無の会議室で行う。議事録はホームページに掲載して、会員諸氏に情報提供を行う。

## 8 創立20周年記念事業

西東京市地域支部創立20周年記念事業（2025年11月22日（土）に記念式典を予定）の実行委員会を設けて、種々の実務作業に着手する。

## 2023年度予算(案)

2023年4月1日～2024年3月31日

(単位:円)

収入の部			支出の部		
科 目	金 額	内 容	科 目	金 額	内 容
前年度繰越金	234,588		20周年記念事業費	100,000	
年会費	199,000	3,000×64人 4,000×1組 1,000×3人	総会・懇親会費用 バーベキュー大会費用	132,000 70,000	弁当・会場費等 食材等
総会・懇親会会費	50,000	2,000×25人	市民まつり費用	35,000	テント使用料等
バーベキュー大会会費	70,000	3,500×20人	新人会員歓迎会費用	72,000	新入会員は招待
新人会員歓迎会会費	60,000	4,000×15人	新春交流会費用	80,000	
新春交流会会費	80,000	4,000×20人	会報発行費	50,000	
寄付金	20,000		ホームページ費	20,000	
雑収入	60,000	祝い金等	通信費	30,000	会報郵送代等
			手数料	10,000	年会費振込等
			消耗品・印刷費	30,000	
			涉外費	60,000	他地域支部祝金等
			会議費	15,000	会議室使用料
			寄付金	10,000	子ども食堂寄付
			雑費	10,000	
			予備費	49,588	
合 計	773,588		合 計	773,588	

以上、提案します。

2023年5月28日

明治大学校友会西東京市地域支部 支部長 濱田 豊

# 明治大学校友会 西東京市地域支部 会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会の名称は、明治大学校友会西東京市地域支部とし、愛称を西東京紫紺会とする。

### (地位)

第2条 本会は、明治大学校友会会則に規定する地域支部で、東京都北部支部（以下「北部支部」という。）に所属する。

### (目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦、交流を図り、併せて地域社会に貢献することを目的とする。

### (事務所)

第4条 本会の事務所は、支部長の住所若しくは支部長が指定する所に置く。

2 本会の事務所には、本会の会則、会員名簿、役員名簿、議事録等を備える。

### (事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会振興のために必要な事業
- (2) 地域社会に対するPRと貢献
- (3) 会員名簿の整備、会報等の発行
- (4) 明治大学校友会本部の実施する事業並びに北部支部の活動への参加
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事業

## 第2章 会員

### (構成員)

第6条 本会の会員は、明治大学（大学院、短期大学を含む）を卒業した者（以下「校友」という。）で西東京市内に居住する者とする。

2 前項に規定する会員が市外に転居した場合に、本人が本会会員の継続を希望し、役員会の承認が得られたときは会員と認める。

3 西東京市以外に居住する校友で、西東京市に勤務地又は事業所等が在る者を本会の特別会員とすることができる。

4 西東京市居住の在学生を本会の準会員として、本会の活動に参加させることができる。

## 第3章 役員等

### (役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 支部長  | 1名  |
| (2) 副支部長 | 若干名 |
| (3) 幹事長  | 1名  |
| (4) 会計   | 2名  |
| (5) 監査委員 | 2名  |
| (6) 副幹事長 | 若干名 |

(7) 幹事 若干名  
(選任)

第8条 支部長、副支部長、幹事長、会計、監査委員は、会員のうちから会員総会（以下「総会」という）で選任することとし、その候補者は、立候補又は支部長、副支部長及び支部長指名の役員で構成する役員候補者推薦委員会が推薦する者とする。

2 副幹事長、幹事は、支部長が指名し、総会に報告するものとする。

(任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

2 支部長、幹事長及び会計は、通算して2期を超えて在任することはできない。

3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。

4 欠員補充のために選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第10条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、支部長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、重要な事項について支部長の諮問に応える。

4 任期については、役員の任期に準ずる。

(役員の職務)

第11条 支部長は、本会会務を総理し、本会を代表する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故ある時はその職務を代行し、欠員の時はその職務を行う。

3 会計は、会費等の収納及び財務に関する事項を行う。

4 監査委員は、本会の会計、財務状況並びに会務執行状況を監査する。

5 幹事長及び副幹事長は、支部長の指示に従い本会運営にあたる。

6 幹事は、支部長の指示により本会の職務を分担する。

#### 第4章 会議

(総会)

第12条 本会は、毎年1回定期総会を毎事業年度の終了後3ヵ月以内に開催する。但し、必要ある場合は、臨時に総会を開催することができる。

2 支部長は、総会開催日より2週間前までに、付議事項を記載した文書により、会員及び特別会員に総会の開催を通知するものとする。

3 総会は、支部長が招集し、議長となる。

4 総会の議事は、総会出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(役員会)

第13条 役員会は、本会の事業運営に関する事項並びに総会への付議事項を協議する。

2 役員会は、支部長が招集し、議長となる。

3 役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(委員会)

第14条 本会は、必要に応じて、役員会の議を経て委員会を設けることができる。

2 委員は、支部長が委嘱する。

## 第5章 事業年度、会計等

### (事業年度)

第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (年会費)

第16条 会員及び特別会員は、年会費3,000円を納入するものとする。

2 事業年度の途中に入会した会員の会費は、役員会の議を経て決定した額を納入するものとする。

3 退会した会員の既納の会費は、返還しない。

### (経費)

第17条 本会の経費は、年会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

### (事業計画及び予算、決算)

第18条 支部長は、翌年度の事業計画及び予算書を作成し、総会の承認を得なければならぬ。

2 会計は、決算原案を作成し、4月末日までに支部長に提出しなければならない。

3 監査委員は、監査報告書を作成し、総会までに支部長に提出しなければならない。

4 支部長は、決算及び監査報告書を総会の審査に付し、承認を得なければならない。

5 支部長は、総会の結果について、総会終了後直ちに北部支部支部長に報告するものとする。

## 第6章 その他

### (賞罰)

第19条 支部長は、本会のために特に功労のあった会員を、総会の同意を得て表彰することができる。

2 支部長は、総会出席者の3分の2以上の同意により、本会の名誉を著しく汚す行為のあった者の会員資格を停止することができる。

### (変更の届出)

第20条 会員は、住所、氏名等を変更した時は、遅滞なく本会に届け出るものとする。

### (会則の変更)

第21条 本会則の改正は、総会出席者の3分の2以上の同意により決し、北部支部支部長に報告するものとする。

### (解散)

第22条 本会は、当該会員総数の3分の1以上が出席し、その4分の3以上の同意により解散する。

2 前項による解散が完了した時は、支部長は解散に関する総会の議事録を添えて北部支部支部長に届けるものとする。

### (規定の解釈)

第23条 この会則に定めない事項については、役員会で協議し支部長が決定する。

## 附 則

この会則は、2005年7月25日より施行する。

この会則は、2019年5月25日に改正、施行する。

この会則は、2020年5月30日に改正、施行する。

## 第3号議案

## 明治大学校友会西東京市地域支部 会則改正（案）

現 行		改正案	
(事務所)		(事務所)	
第4条	本会の事務所は、支部長の住所若しくは支部長が指定するところに置く。	第4条	本会の事務所は、支部長の住所若しくは支部長が指定するところに置く。（住所を記載する。）

(総会)		(総会)	
第12条	本会は、毎年1回定期総会を毎事業年度の終了後3ヵ月以内に開催する。但し、必要ある場合は、臨時に総会を開催することができる。	第12条	本会は、毎年1回定期総会を毎事業年度の終了後3ヵ月以内に開催する。但し、必要ある場合は、臨時に総会を開催することができる。
2	支部長は、総会開催日より2週間前までに、付議事項を記載した文書により、会員及び特別会員に総会の開催を通知するものとする。	2	支部長は、総会開催日より2週間前までに、付議事項を記載した文書により、会員及び特別会員に総会の開催を通知するものとする。
3	総会は、支部長が招集し、議長となる。	3	総会は、支部長が招集し、議長となる。
4	総会の議事は、総会出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。	4	総会の議事は、総会出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
		5	感染症の流行、災害等不測の事態により総会を開催することができない場合は、総会の付議事項につき役員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該付議事項を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(年会費)		(年会費)	
第16条	会員及び特別会員は、年会費3,000円を納入するものとする。	第16条	会員及び特別会員は、年会費3,000円を納入するものとする。
2	事業年度の途中に入会した会員の会費は、役員会の議を経て決定した額を納入するものとする。	2	夫婦ともに会員である場合は、年会費4,000円を納入するものとする。
3	退会した会員の既納の会費は、返還しない。	3	10月以降に入会した会員の会費は、入会年度に限り、1,000円を納入するものとする。
		4	退会した会員の既納の会費は、返還しない。

(変更の届出)		(慶弔)
第20条	会員は、住所、氏名等を変更した時は、遅滞なく本会に届け出るものとする。	第20条 慶弔に伴う経費(弔電を含む。)は、支出しないものとする。但し、本会の運営に極めて高い貢献のあった会員及び関係者には、役員会の議を経て、慶弔に伴う経費を支出できるものとする。
(変更の届出)		
第21条	会員は、住所、氏名等を変更した時は、遅滞なく本会に届け出るものとする。	

以下、条を繰り下げる。

#### 附則

この会則は、2023年5月28日より改正、施行する。

## 明治大学校友会 西東京市地域支部 役員改正（案）

役職	氏名	卒業年度	備考
支部長	久保田 幸雄	S 5 5 政治経済学部	北部支部
副支部長	白岩 薫	S 4 6 工学部	総務委員会
"	松本 良一	S 5 0 政治経済学部	情報管理委員会 会員交流推進委員会
"	中村 俊信	H 2 農学部	広報委員会
"	伊藤 和明	S 4 4 商学部	イベント推進委員会
幹事長	矢部 善信	H 2 7 院／グローバルビジネス研究科	北部支部
副幹事長	小林 太	H 5 政治経済学部	北部支部
会計	安倍 正人	S 5 6 法学部	北部支部
監査	小垣原 郁子	S 3 1 法学部	
"	菊池 浩功	S 4 4 農学部	
相談役	濱田 豊	S 4 5 政治経済学部	
顧問	小林 達哉	S 5 9 農学部	